下水道整備事業、公共下水道管渠築造（７－３）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和７年７月７日

綾部市長　山　崎　善　也

１　工事概要

（１）工事番号　　第５０７　３５号
（２）工 事 名　　公共下水道管渠築造（７－３）工事
（３）工事場所　　綾部市多田町外（別添位置図参照）
（４）工事概要　　管渠工　ＶＵ２００　Ｌ＝２１ｍ
　　管渠工　ＶＵ１５０　Ｌ＝４２６ｍ
　　マンホール設置工　Ｎ＝１４基
（５）予定工期　　令和７年　８月　５日から
　　令和８年　１月３１日まで（１８０日間）

２　入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

（１）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
（２）令和７年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のＡ１等級又はA等級で登録されており、令和７年４月１日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
（３）土木工事に係る綾部市発注工事で、令和６年１月１日から令和６年１２月３１日の間において、完了工事の成績評点が６０点に満たない評定を受けていないこと。
（４）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に３箇月以上の雇用関係があることをいう。

３　提出書類

（１）一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―１）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―２）２部を監理課へ持参により提出するこ

と。

（２）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４　設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間　　令和７年７月７日（月）午前９時から

②方法　　京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

（https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/）

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とし、代金は１，２１０円です。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間　　令和７年７月１０日（木）午前９時から午後６時まで

令和７年７月１１日（金）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で７月１０日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法　　電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５　入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和７年７月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６　設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間　　令和７年７月１７日（木）から

令和７年７月１８日（金）正午まで

②方法　　綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象　　入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答　　令和７年７月２２日（火）午後５時までに京都府入札情報公開システム

に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

７　入札期間及び開札の日時

（１）入札期間

①日時　　令和７年７月２８日（月）午前９時から午後６時まで
令和７年７月２９日（火）午前９時から午後２時まで
ただし、紙入札者の提出は７月２８日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時までと、７月２９日の午前９時から正午までと午後１時から午後２時までとします。

②方法　　電子入札システムからの提出とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１１条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第１９条第４項によること。

（２）開札の日時

令和７年７月３０日（水）午前１０時１０分

８　入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和５７年綾部市規則第２号）第７７条第１項第２号及び第３号により免除します。

９　落札者の決定方法

綾部市会計規則第７８条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10　入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第１２条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11　郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12　最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について　令和７年４月１日改正」の「一般土木工事等（Ｎｏ．１）」の算出式を適用とします。

13　その他

（１）工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

（２）入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

（３）入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

（４）入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

（５）本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14　問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号　　６２３－８５０１

所 在 地　　京都府綾部市若竹町８－１

綾部市役所本庁東３階

電話番号　　０７７３－４２－４２７６（直通）

ＦＡＸ番号　　０７７３－４２－４４０６（代表）

E-mail　　kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－１

紙入札方式参加承諾願

１　工事番号　……

２　工 事 名　……

３　場　　所　……

４　電子入札システムでの参加ができない理由

……

……

……

……

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　㊞

綾　部　市　長　　様

様式－２

一般競争入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

綾部市長　山　崎　善　也　　様

住　　所

氏　　名　　㊞

電 話 番 号
ＦＡＸ番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号
工　事　名
工 事 場 所

様式－３

配　置　予　定　者　名　簿

工 事 番 号：
工　事　名：
商号及び名称：

	現　場　代　理　人	主　任　技　術　者
1	（氏　名） 手持工事（工 事 名）（請負金額）（役 職 名）（完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名）（請負金額）（役 職 名）（完了予定）
2	（氏　名） 手持工事（工 事 名）（請負金額）（役 職 名）（完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名）（請負金額）（役 職 名）（完了予定）
3	（氏　名） 手持工事（工 事 名）（請負金額）（役 職 名）（完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名）（請負金額）（役 職 名）（完了予定）
4	（氏　名） 手持工事（工 事 名）（請負金額）（役 職 名）（完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名）（請負金額）（役 職 名）（完了予定）
5	（氏　名） 手持工事（工 事 名）（請負金額）（役 職 名）（完了予定）	（氏　名） 手持工事（工 事 名）（請負金額）（役 職 名）（完了予定）

【記載上の注意事項】

１）配置予定者　共通

１　申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを５名以内で記載してください。

２　下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）

３　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

２）主任技術者

１　土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。

２　請負金額が４，５００万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が４，５００万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が１０㎞程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）

３　非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が４，５００万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記２と同様の取り扱いとします。）

４　請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

３）現場代理人

１　本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第１０条第３項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）

２　他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）

（１）３）の１に規定する期間。

（２）一件の入札で複数の契約をする場合。

（３）現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。
（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）
・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。

（４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
・兼務する工事が、綾部市内であること。
・兼務する工事の当初請負金額の合計が４，５００万円未満であること。

（５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。
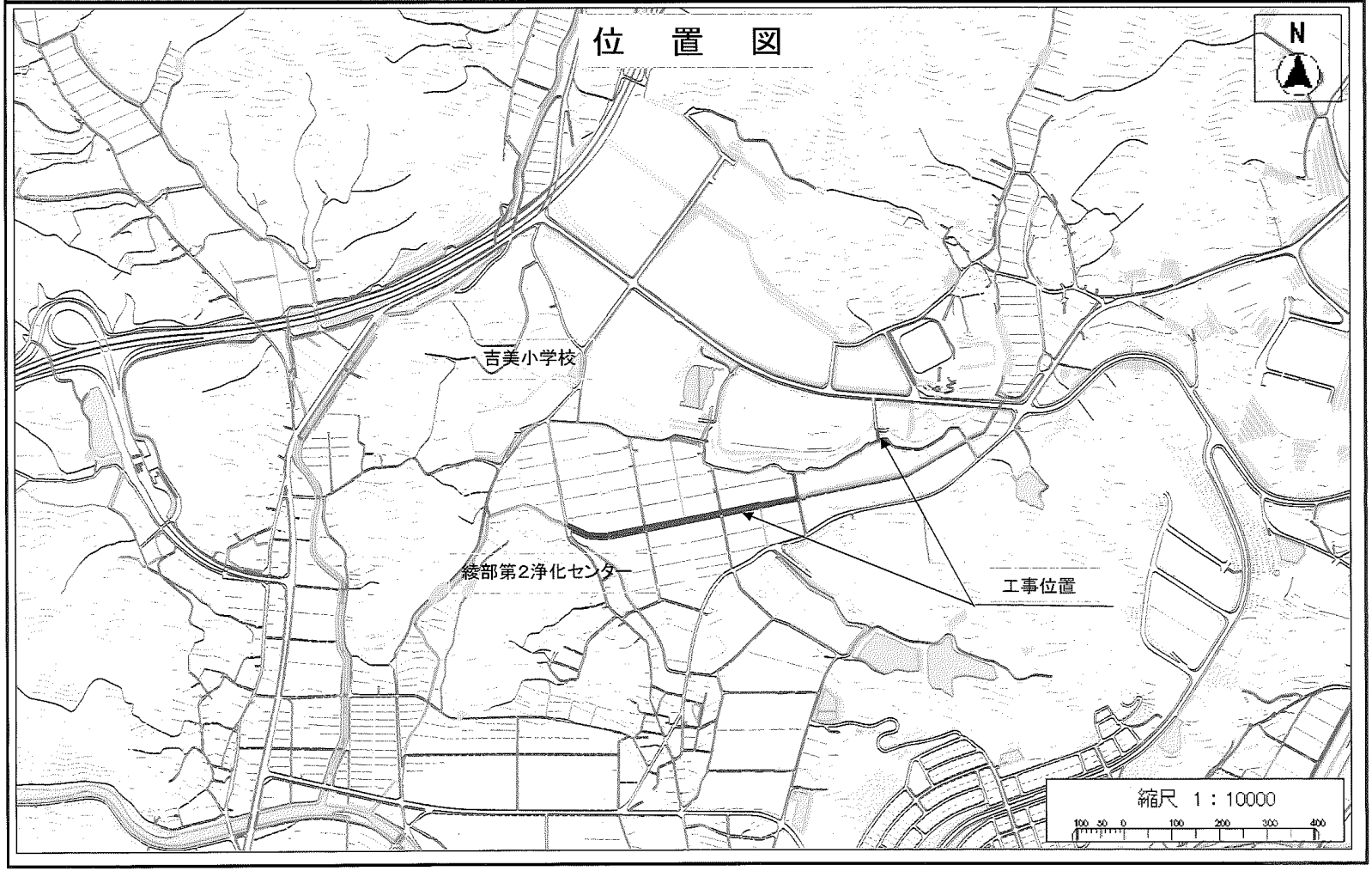
A4